

「令和6年度スケアード・ストレイト交通安全教室」 業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 趣旨

自転車の交通事故防止を図るため、自転車による交通事故の当事者となることの多い高校生等と頭部損傷が致命傷となる割合が高い高齢者を対象とし、県内の自転車通学を認めている高等学校等5校、高齢者大学等3カ所において、スケアード・ストレイト（スタントマンを使った疑似交通事故により、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる教育手法）による交通安全教室を委託する。

2 委託業務の概要

(1) 業務内容

別紙「『令和6年度スケアード・ストレイト交通安全教室』業務委託に係る仕様書」のとおり

(2) 委託期間

原則として、契約の締結日～令和7年3月31日とする。

(3) 契約上限額

金4,717千円（うち取引に係る消費税額含む）とする。

3 参加資格

民間企業（個人事業主含む）、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を適切に遂行するに足る能力を有し、以下に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) スケアード・ストレイト事業に関する活動（研修等）について運営責任者として実績があり、ノウハウ等の蓄積があること。
- (2) 県全域でスケアード・ストレイト事業を実施できる体制が整えられること。
県、市町関係機関・団体との連携がとれること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 暴力団ではなく、かつ暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4 応募方法等について

(1) 応募提出書類

以下の書類を正本1部、副本1部（コピー可）提出。

- ① プロポーザル応募書【様式1号】
- ② 提案者概要【様式2号】

- ③ スケアード・ストレイト事業に関する活動実績【様式3号】
- ④ 経費積算見積書【様式4号】
- ⑤ 企画提案書（全般）【様式5号】
- ⑥ 企画提案書（実施内容・演目等）【様式6号】
- ⑦ 企画提案書（スタッフ一覧・使用機材一覧）【様式7号】
- ⑧ 誓約書【様式8号】
- ⑨ その他提案内容を説明する書類【任意様式】
- ⑩ 添付書類
 - ア 定款、寄付行為又はこれらに類する書類
 - イ 履歴事項全部証明書（原本）（提出日より3か月以内に発行されたのもの）
 - ウ 県税（全税目）、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類。（提出日より3か月以内に発行されたもの）
 - エ 兵庫県内に事務所・事業所を有しない事業者等は、納税証明書の添付に代えて、誓約書を提出。【様式9号】
 - オ 会社概要、パンフレット等応募者の概要がわかる書類

(2) **提出方法** 持参又は郵送による。

郵送の場合は書留郵便等配達の記録が残るように注意すること。

直接持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日の9時から17時。

(3) **提出先** 兵庫県県民生活部くらし安全課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-9071

(4) **提出期限** 令和6年4月12日（金）17時（必着）

(5) **質問書の提出等**

質問は次の方法により受け付ける。

① 受付期間

令和6年3月25日（月）～令和6年4月3日（水）17時まで

② 質問方法

電子メール（注）により提出。【様式10号】

（注）質問の内容について電話・FAXでの問い合わせは一切受け付けない。

なお、質問書の電子メールの到達確認については質問者からの送付した旨の電話をもって正式に兵庫県が受理したものとする。

(3) 提出先

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班
(E-mail : seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp)

④ 回答方法

令和6年4月8日（月）17時までに電子メールで回答する。
また、全員に了知すべきものは県ホームページ上でも回答する。

⑤ その他

- ア 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは一切受け付けない。
- イ 電子メールのタイトルに「【質問】スケアード・ストレイト業務委託」と明記すること。

(6) その他

- ① 提出書類の著作権は参加者に帰属する。
- ② 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの審査のためにのみ使用する。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は非公開とする。なお、当選した事業者等については、当該事業者等の了承を得た上で、一部その概要を公開する場合がある。
- ⑤ 提出書類が、本要項及び所定様式に適合しない場合は、企画提案を無効とすることがある。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出された企画提案を無効とする。
- ⑦ 書類提出後の記載内容の変更は原則として認めない。

5 審査方法等

(1) 審査方法

- ① 「令和6年度スケアード・ストレイト交通安全教室」業務委託に係るプロポーザル審査会（以下、審査会という。）において、オンライン形式で行う。
(※審査会は令和6年4月18日（木）を予定)
- ② 審査会においてプレゼンテーションと審査会委員との質疑応答により内容を審査する。
- ③ プrezentationは応募者1者につき20分以内とする。
提出した応募書類に記載していない事を提案することは禁止とするが、補足説明することは可能とする。また、提出した応募書類に記載していない事について提案があつても、審査の対象外とする。
- ④ 主な審査基準は別紙のとおりとする。
- ⑤ その他 プrezentation詳細については、別途通知する。

(2) 決定方法

- ① 審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を本業務の受託者に決定する。
- ② 以下の場合には、提出された企画提案書を審査の対象としない場合がある。
 - ア 県関係者に対して本プロポーザルに対する援助を求める場合
 - イ 提出書類が、本要項及び所定様式に適合しない場合
 - ウ 提出された企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合
 - エ その他、本プロポーザルに関して、応募者の責により公平な審査に支障をきたす事態が生じた場合

(3) 審査結果の通知

採否に関わらず、参加者全員に対して書面により通知する。

6 委託契約の締結

- (1) 県は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法、仕様書等について協議・調整を行い、契約上限額の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 委託契約の締結に当たっては、「令和6年度スクエアード・ストレイト交通安全教室」業務委託に係るプロポーザル実施要領、兵庫県財務規則、その他諸規定に従うものとする。

7 契約の変更、解除

- (1) 契約内容どおりの事業執行が認められない場合は、原因の報告と以後の事業実施計画の提出を求めるとともに、事業内容・委託金額を変更する場合がある。
- (2) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、若しくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (3) 契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

8 事業報告書

委託事業終了後は、実績報告書を提出するものとする。

9 委託料の支払い

- (1) 委託料は、事業終了後に提出される実績報告に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。
- (2) 契約の相手方となる事業者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、委託契約の締結に当たって、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要であるが、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

契約締結日は、選定結果通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、契約書

及び仕様書に従って事業を実施する。

- (3) 再委託については、原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ県と協議した上で、書面により承諾を得た場合に限るものとする。

10 その他

- (1) この提案に関する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書を提出後に辞退する際には、辞退届【様式 11 号】を提出すること。
- (3) 県は、本委託事業の実施状況について、必要に応じて受託法人に説明及び報告を求め、又はこれに関する帳簿その他関係書類を閲覧・調査することがある。
- (4) 県は、受託法人がこの事業を遂行することに不適格であると認めたときは、委託契約を解除することがある。
- (5) 受託者は、事業の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならず、個人情報は「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号) その他関係法令等に基づき、適正に管理すること。

11 スケジュール

項目	日程
応募書類提出期間	令和 6 年 3 月 25 日 (月) から 令和 6 年 4 月 12 日 (金) 17 時まで
質問受付	令和 6 年 3 月 25 日 (月) から 令和 6 年 4 月 3 日 (水) 17 時まで
質問の回答	令和 6 年 4 月 8 日 (月) 17 時まで
プレゼンテーション審査	令和 6 年 4 月 18 日 (木) を予定
契約	令和 6 年 4 月下旬頃
事業の実施	令和 6 年 5 月上旬を予定

12 事務局

兵庫県県民生活部くらし安全課 三木、佐藤

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 (兵庫県庁 2 号館 2 階)

TEL 078-362-9071(直通)

FAX 078-362-4465

E-mail : seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp

「令和6年度スケアード・スト레이ト交通安全教室」
業務委託に係るプロポーザル審査要項

評価項目		評価基準	配点
1 業務遂行体制	(1) 法人の組織執行体制	業務を実施する上で、必要な組織・人員・執行体制は整っているか	10
	(2) 事業の管理・運営体制	事業の管理・運営体制が整っており、緊急時も対応できるか	20
	(3) 事業の実施に関する活動実績	これまでの活動実績を、十分活用することが見込まれるか	10
2 経費	経費見積	各経費項目において、必要とされる相当金額が計上され、適正な金額となっているか	10
3 企画提案内容	(1) 実施にあたっての考え方	業務の趣旨や目的を理解し、成果等を十分期待できるか	15
	(2) 事業実施項目	①交通安全教育に必要な基礎知識等を習得できる演目構成となっているか ②雨天時の実施演目に工夫がみられるか ③兵庫県の自転車事故の現状を踏まえた自転車の交通安全に関する演目が提案されているか。 ④法人の独自性が發揮される演目が用意されており、各対象者（高校生、高齢者等）に見合った演目、工夫が提案されているか ⑤自転車ヘルメット着用の重要性を示す演目及び特定小型原動機付自転車の安全利用に向けた交通ルールの周知に関する演目に工夫がみられるか。	25
	(3) 講師・教材	①適任の講師を選任することが期待できるか ②適切な教材を使用することが期待できるか	10
合計			100